

議案第30号

労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について

労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約（令和6年3月18日議決、令和6年12月24日市長の専決処分にて契約金額及び完成期限の変更、令和7年12月25日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

4の契約金額「1, 920, 697, 900円」を「2, 703, 167, 500円」に変更する。

## 参考資料

1 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工事名	労働会館改修空気調和設備その他工事
2 工事場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契約の方法	一般競争入札
4 契約金額	1,815,000,000円
5 完成期限	令和7年12月22日
6 契約の相手方	川崎市多摩区宿河原1丁目20番11号 研空・稻水共同企業体 代表者 株式会社 研空社 代表取締役 小田 茂幸 構成員 株式会社 稲田水道工務店 代表取締役 橋山 晴久

2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額	1,815,000,000円
変更後契約金額	1,920,697,900円
変更前完成期限	令和7年12月22日
変更後完成期限	令和8年7月31日

3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年12月25日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和8年7月31日

変更後完成期限 令和9年8月31日

4 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、契約金額の変更を行うもの